

ID: 5627

担当部署: まちづくり部建築指導課

処分の概要	第一種・第二種低層住居専用地域内の高さ制限の特例許可		
法令名称 根拠条項	建築基準法第55条第3項		
法令番号			
【根拠法令】 (第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さの限度) 第五十五条 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域内においては、建築物の高さは、十メートル又は十二メートルのうち当該地域に関する都市計画において定められた建築物の高さの限度を超えてはならない。 2 前項の都市計画において建築物の高さの限度が十メートルと定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域内においては、その敷地内に政令で定める空地を有し、かつ、その敷地面積が政令で定める規模以上である建築物であつて、特定行政庁が低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認めるものの高さの限度は、同項の規定にかかわらず、十二メートルとする。 3 再生可能エネルギー源(太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものをいう。第五十八条第二項において同じ。)の利用に資する設備の設置のため必要な屋根に関する工事その他の屋外に面する建築物の部分に関する工事を行う建築物で構造上やむを得ないものとして国土交通省令で定めるものであつて、特定行政庁が低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認めて許可したものの高さは、前二項の規定にかかわらず、その許可の範囲内において、これらの規定による限度を超えるものとすることができる。 4 第一項及び第二項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。 一 その敷地の周囲に広い公園、広場、道路その他の空地を有する建築物であつて、低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認めて特定行政庁が許可したもの 二 学校その他の建築物であつて、その用途によつてやむを得ないと認めて特定行政庁が許可したもの 5 第四十四条第二項の規定は、第三項又は前項各号の規定による許可をする場合について準用する。			
標準処理期間	未設定		
備考	将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく、あらかじめ審査基準を設定することは困難		
設定年月日	令和8年2月1日	最終変更年月日	令和8年2月1日